

# 水俣病審査会あす再開

## 環境庁、認定解説書を発表

## 医学的判断を尊重

## 徳臣会長ら辞意を撤回

水俣病の認定要件について環境庁がさきに果に示した裁決書および次官通達に対し、県公害被害者認定審査会の徳臣晴比古会長ら七委員は強く反発、環境庁に疑議を申し出たが、これに答える「解説書」が三十日同庁から発表された。これは徳臣会長らもまじえて作成されたものであり、事実上この解説書で辞意を表明していた七委員の了解がとれたことになる。この結果、県公害被害者認定審査会は従来のメンバーで存続することになり、二日、二十人の申請者について審査が再開される。



大石環境庁長官



徳臣会長

環境庁の裁決書、次官通達について徳臣会長らが不満を承した点は、さる四十四年救済法の施行令に基づいて作成された佐々委員会(徳臣会長らも含む)の報告書が全く無視されていたこと。また「有機水銀を経口した前歴があり、それによっていずれかの症状が顕現される場合、水俣病とする」という二点。

これに対し徳臣会長らは、佐々委員会の報告書は長年の医学的研究によって作成されたものであり、これを無視することは水俣病の研究にたずさわった学者として承服できないとしていた。

また「いずれかの症状がある場合は認定する」という点についても「有機水銀の経口摂取の影響によるものであるかどうかは、現在の学問では否定することはできない」といって、このような方針で患者認定に当たるとすれば、われわれ学者が委員として存在する意味がなくなつた」と辞意を表明していた。このため環境庁は、こうして疑問点に答える解説書を出すことによって七委員の辞意を慰留していた。

三十日発表された解説書は、この二点について触れたもので、佐々委員会の件については「佐々委員会の報告書は、水俣病診断の医学的基準になるものであり、この点については今回の裁決書および次官通達においてもなら影響するところはない」とし、こんども同報告書に盛り込まれた認定要件を尊重することを強調している。また「いずれかの症状……」の件については「たとえ一つの症状であっても有機水銀の影響による場合が論理的にはありうることを考慮して文意化したものであり、その判

断については、高度の学識と豊富な経験に基づきしなければならぬ

「と述べ、審査委員の学者としての立場を尊重している。さらに審査を進めていくうえで、この医学的問題で疑問点が出てくるのが予想されるため、同解説書では「そのような場合、審査会委員と環境庁との間で意見

交換の機会を設ける制度をつくることを約束している。

この解説書に対し徳臣会長は「医学的判断が専断された」として全面的に満足の色を示しており、同日、辞意を撤回した。ほかの六委員は同会長に態度を一任しているところから全員の信任は確實になり、二日限りで審査会を再開する。

二日の審査会では、解説書の内容が説明され、環境庁の方針に沿って審査を進めることを確認したうえ、九月三日県から諮問されていた二十人の申請患者について審査する予定。この二十人は環境庁に行政不服審査を申し立てていた九人と四月の審査で要領警察として保留になっていた二人、それに昨年四月からことしの三月までに申請した九人。

審査会はこの二十人について二日中に審査を終わり、即日答申する方針だが、約一カ月間にわたり機能を停止していた審査会はこれですらやく軌道に乗ることにな

る。  
沢田知事の話 環境庁の新しい方針をめぐってまわり道をしてきたが、これでようやく軌道に乗ることができた。このうえは早く適切な答申が出ることを望む。どのような答申になるかは判断がつかないが、この答申をみたらうで果

としての認定の方針を決めたい。その検討のため答申から認定までの期間が以前より長くなるかもしれない。

徳臣会長の話 佐々委員会の医学的判断を認定の基準に取り入れてくれたことに満足している。全力をあげて審査に当たりたい。答申の方法については、環境庁からモデルを五通りばかり示してきた

いるが、私案としては水俣病と断定できない者は①疾患名②主要症状③有機水銀汚染の疑い④併記して答申するつもりだ。二日の審査会にはかつてみたい。これか

らの審査会は、認定のための資料提供機関として、事実をありのままに答申するだけだ。認定するしないは行政の問題だ。とにかくこれで軌道に乗りますよ。

佐々委員会とは、公害被害者救済法の施行に伴い、水俣病、イタイイタイ病、慢性骨髄炎など公害病を定額づけるため、さる四十四年十二月、厚生省の委託で佐々賢之氏（關東湘南病院内科顧問）を中心組織された委員会。水俣病については、熊本大学の貴田丈夫、徳臣晴比吉尚教授、新潟大学の梶原雄、三浦政吉尚教授の四

人で小委員会をつくり、水俣病とはどういうものか、診断上の基準などを作成、報告書として厚生省に提出した。以後、水俣病の認定についての基準になっていた。